

水道をご利用するお客様へ

淡路広域水道企業団

■料金のご案内

基本料金 (1ヵ月あたり、税抜)

用途	水道メーターの口径	基本料金
一般用	13 ミリ	1,100円
	20 ミリ	1,300円
	25 ミリ	4,200円
	30 ミリ	6,200円
	40 ミリ	11,000円
	50 ミリ	18,000円

開栓手数料・閉栓手数料 各2,000円

従量料金 (税抜)

用途	使用水量	1m ³ あたりの料金
一般用	10 m ³ 以下	100 円
	11 ~ 20 m ³	200 円
	21 ~ 30 m ³	280 円
	31 ~ 50 m ³	350 円
	51 ~ 100 m ³	420 円
	101 ~ 500 m ³	460 円
	501 ~ 2000 m ³	480 円
	2001 m ³ 以上	530 円

計算方法 基本料金+従量料金+消費税相当額=請求額

■水道検針について

- 「フジ地中情報・淡路広域管工事業協同組合JV」代表構成員であるフジ地中情報(株)が検針を行います。(検針員は、必ず制服を着用し、身分証明書を携帯しています。)
- 検針は、毎月3~13日の間を目途に行います。
- 検針の際に、今回の使用水量、請求予定額等を記載した「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」票を郵便受けなどに入れさせていただきます。

《正確に検針を行うためのお願い》

- メーターボックスの中に土や水がはまらないようにしてください。
- メーターボックスの上に車や物を置かないでください。

■水道の届出について

- 水道の使用開始・中止をするときは、各お客さまセンター窓口、または、お電話で手続きを行ってください。
- 使用開始・中止の届出には、それぞれ手数料2,000円が必要です。初回および最終の水道料金と併せての請求となります。
- お支払方法の変更、使用者名義人の変更等については、各お客さまセンターへお問合せください。

■お客さまセンターのご案内

水道に関するお問い合わせは、お近くのお客さまセンターまでお願いします。

○平日のお問い合わせ等の連絡先(営業時間 8時30分~17時15分)

洲本市お客さまセンター	電話 0799-24-7620	〒656-8686 洲本市本町三丁目4番10号 【洲本市役所 本庁舎2階】
南あわじ市お客さまセンター	電話 0799-43-3038	〒656-0472 南あわじ市市善光寺22番地1 【南あわじ市役所 第一別館内】
淡路市お客さまセンター	電話 0799-62-5115	〒656-2192 淡路市志筑1600番地1 【淡路市役所 津名第2庁舎】
統括お客さまセンター	電話 0799-53-6741	〒656-0026 洲本市栄町三丁目3-5 中野ビル東館2階

○営業時間外・夜間の連絡先(緊急の場合など ※電話は年中無休 24時間受付)

統括お客さまセンター	電話 0799-53-6741	
------------	-----------------	--

※突発的な断水や道路からの漏水を発見したときなどは、お手数ですがご連絡をお願いします。

水道料金・下水道使用料等のお知らせ

平成28年 4月検針分 (3月使用分)
検針日 平成28年 4月 3日

検針番号	口径	用途	検針区分
012-0987	13 mm	一般用	123456789

〇〇町10-5
マンション△△205

水道 太郎 様

水	今回の検針	120 m ³
水	前回の検針	100 m ³
水	旧メーターの検針	5 m ³
水	今回の使用量	25 m ³
(参考) 前回使用量		20 m ³
下水道	水道分使用量	* m ³
下水道	その他使用量	* m ³
下水道	今回の使用量	* m ³

水道料金	5,940 円
(うち消費税)	440 円
下水道使用料	* 円
(うち消費税)	* 円
開栓手数料	* 円
ご請求予定額	5,940 円

上記金額の口座振替日は、平成28年 4月27日です
(このお知らせでは料金のお支払いができません。)

検針番号 1234-56.78 検針員 検針 太郎

(お客様へ)

みほん

口座振替済みのお知らせ	
平成28年3月検針分 (2月使用分)	
水道料金	5,637 円
下水道使用料	* 円
開栓手数料	* 円
合計金額	5,637 円
振替日	平成28年 3月28日

上記の金額を口座振替させていただきました。ありがとうございます。

お問い合わせ先 淡路広域水道企業団 ●●サービスセンター
☎ 0799-●●●●●●
真実もご賢ください

■上下水道料金のお支払方法について

◎ 納付書でお支払いのお客様へ

- 納入通知書は**毎月20日頃**に郵送します。(記載された納入期限までにお支払いください。)
- 納入通知書により、金融機関、コンビニエンスストア、各お客さまセンター窓口で直接お支払いください。

◎ 口座振替でお支払いのお客様へ

- 口座振替日は**毎月27日**(金融機関休業日の場合は、翌営業日)です。
なお、27日に残高不足で振替できなかった場合は、翌月15日に再振替させていただきます。
- 口座振替の場合、領収書の発行はありません。通帳記帳によりご確認をお願いいたします。
- 通帳表示は、「**アワジスイドウ**」、「**淡路水道**」、「**アワジコウイキスイドウ**」、「**淡路広域水道**」などの表示となります。(ご利用の金融機関によって異なります。)
- 下水道に加入されている方は、**水道料金と下水道使用料が合算された金額が表示**されますので、内訳については検針時の「水道料金・下水道使用料等お知らせ」によりご確認ください。

《 料金は安全で便利な口座振替を 》

- 料金のお支払いは手間がかからず確実な口座振替を是非ご利用ください。
- 口座振替のお申込みは、島内各金融機関窓口へお願いします。

取扱金融機関

三井住友銀行、みなと銀行、関西アーバン銀行、徳島銀行、淡路信用金庫、淡陽信用組合、近畿労働金庫、淡路日の出農協、あわじ島農協、なぎさ信漁連(旧 兵庫県信漁連)、ゆうちょ銀行

《なぎさ信漁連にてお手続きをされる際、口座振替申込書は旧名称【兵庫県信漁連】での記載となっておりますが、こちらで【なぎさ信漁連】と読み替えさせていただきますので、そのままご利用ください。》

※口座振替のお申し込みに必要なもの

- ① 通帳など口座番号のわかるもの
- ② 金融機関へのお届け印
- ③ お客さま番号のわかる最近月の「水道料金・下水道使用料等のお知らせ」又は「料金の領収書」

■水道の漏水について

- 給水装置の管理は、“お客様の責任”となりますので、ご注意ください。
メーターを通過からの漏水による料金は、お客様の負担となります。
- 漏水を調べるには、すべての蛇口を閉めて、水道メーターの**パイロットマーク**が回っていれば、どこかで漏水が発生しています。
- 漏水修理は、お客さまより指定給水装置工事事業者(指定工事店)に依頼してください。(修理費用はお客さま負担となります。)
- 地中埋設部・床下・壁面内部等での漏水の場合、修理完了後の申請により、水道料金を軽減できる場合がありますので、指定工事店へご相談ください。

※ 水道本管から水道メーターまでの漏水は企業団で修理します(原則無償です)、各お客さまセンターへご連絡ください。

水道メーター見本



■水道料金福祉減免制度について

(1) 減免が受けられる方(下記の①～③のすべてに該当する方)

- ① 減免を受ける年度の4月1日までに65才になる一人暮らしの方(住民基本台帳上の単身世帯の方に限る)
- ② 関係市内(淡路島内)にお住まいで、住民登録^{※1}されている方
- ③ 市民税が非課税の方

※1 申請される方の「氏名・住所」が「水道使用名義人・使用場所」と異なる場合は減免を受けることができません。

(2) 申請方法

各お客さまセンター窓口で申請してください。

(3) 申請に必要なもの

- ① 印鑑、②「水道料金の領収書」又は「検針時の使用水量のお知らせ」

(4) 減免される額等

・基本料金の3分の1に相当する額

・減免は、決定日以降最初の検針にかかる料金から資格喪失までの分が対象となります。

※水道料金請求時に減免額を差し引いて請求します。さかのぼっての減免はできませんので、ご了承ください。

【既に減免を受けているお客様へ】

現在、減免を受けている方は、引き続き減免対象となりますので、新たに申請する必要はありません。

ただし、減免の要件に該当しなくなったときは、解除通知書によりお知らせします。